

公益社団法人大気環境学会謝金規程

平成 29 年 5 月 30 日

理事会決定

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人大気環境学会（以下、「本学会」という。）が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金の支払対象)

第 2 条 本学会の会員及び職員以外の者を、この規定による謝金の支払対象者とする。ただし、第 5 条に定める原稿執筆謝金は除く。

(謝金の対象となる会議等)

第 3 条 謝金の対象となる会議等（会議、講演会、シンポジウム等）は、理事会及び常任理事会が本学会の業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可した会議等とする。

(会議出席謝金)

第 4 条 第 3 条に定める会議に出席した第 2 条に定める謝金の支払対象者には、謝金を支払うことができる。

(謝金の種類)

第 5 条 謝金の種類は、以下に定めるとおりとする。

- (1) 原稿執筆謝金
- (2) 講師謝金
- (3) 会議出席謝金

(原稿執筆謝金)

第 6 条 本学会の運営及び活動に必要な原稿を執筆した者には、謝金を支払うことができる。

(講師謝金)

第 7 条 本学会の運営及び活動に必要な講演会等の講師をした者には、謝金を支払うことができる。

(会議出席謝金)

第 8 条 本学会の運営及び活動に必要な会議に出席した者には、謝金を支払うことができる。

(謝金の単価)

第 9 条 謝金の単価は、第 5 条に定める謝金の種類ごとに、以下のように定める。

- (1) 原稿執筆謝金

「大気環境学会誌」投稿規程の規定に順じて、所定の原稿料を支払うこととする。

(2) 講師謝金

講師謝金の単価は、「謝金の標準支払基準」の改定について（平成 27 年 3 月 6 日、各府省等申合せ）に準じて、別途設定する。

(3) 会議出席謝金

会議出席謝金は、16,300 円とする。

（交通費及び宿泊費等の実費の支給）

第 10 条 第 2 条に定める謝金の支払対象者には、第 6 条、第 7 条及び第 8 条に定める謝金に加えて、必要に応じて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

（改正）

第 11 条 この規程の改正は、理事会にて行う。

（雑則）

第 12 条 この規定に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

附則（平成 29 年 5 月 30 日）

この規程は、公益社団法人気環境学会理事会の議決の日から適用する。